

採石法関係事務の手引

令和3年10月

鳥取県県土整備部治山砂防課

目 次

第1編 申請書等作成要領

1	採石業登録から認可の全体の流れ	2
2	申請書等作成要領	4
第1 採石業者登録		
1	採石業者登録申請	8
2	採石業承継届	16
3	採石業登録事項変更届	28
4	採石業廃止届	33
5	再交付申請	36
6	採石業者登録証再交付申請	38
第2 認可申請		
1	採石計画認可申請	40
2	採石施工計画	56
3	掘削作業計画	62
4	岩石運搬計画	70
5	汚濁水等処理計画	73
6	採取跡地整理計画	85
7	廃土等堆積計画	94
8	認可計画変更認可申請	102
9	認可計画軽微変更届	106
10	採石計画協議	109
第3 業務状況報告等		
1	氏名等変更届	115
2	岩石採取休止・廃止届	117
3	業務状況報告	120

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法・・・・・・・・採石法（昭和25年法律第291号）

政令・・・・・・・・採石法施行令（昭和46年政令第279号）

省令・・・・・・・・採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）

条例・・・・・・・・鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）

規則・・・・・・・・鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）

要綱・・・・・・・・鳥取県採石事務取扱要綱（平成16年4月1日付治砂第618号鳥取県土整備部長通知）

また、本書では、各法令及び条例等で定められている様式を次のとおり整理しています。

法令等の名称	本書で使用している様式名
採石法施行規則（省令）	省令様式第○
鳥取県採石条例施行規則（規則）	規則様式第○号
鳥取県採石事務取扱要綱（要綱）	要綱様式第○号

第1編 申請書等作成要領

1 採石業登録から認可の全体の流れ

2 申請書等作成要領

2 申請書等作成要領

第1 採石業者登録

1 採石業者登録申請（省令様式第1）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

18,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

業務を行う役員については、法人の登記事項証明書に記載されている役員（監査役除く。）すべてを記入すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条第2項各号の書類を作成して添付すること。

2 採石業承継届（省令様式第3及び第4）

(1) 届書の作成

ア 省令様式第3

この届書は、鳥取県において既に採石業者として登録を受けている業者が、事業の全部を譲り受け、又は採石の事業の相続若しくは採石業者との合併（以下「譲受け等」という。）により、採石業者の地位の承継をしたときに作成して提出すること。

イ 省令様式第4

この届書は、鳥取県において採石業者として登録を受けていない業者が、譲受け等により、採石業者の地位を承継したときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条の3第2項各号の書類を作成して添付すること。

3 登録事項変更届（省令様式第7）

(1) 届書の作成

法第32条の2第1項各号の事項について変更が生じたときに提出すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条の4第2項の書類を作成して添付すること。

4 採石業廃止届（省令様式第8）

(1) 届書の作成

採石業を廃止をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

採石業者登録証（要綱様式第4号）を添付すること。添付書類の作成に当たっては記入例を参照すること。

5 再交付申請（要綱様式第16号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

2,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。

6 採石業登録証再交付申請（要綱様式第17号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

4,500円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

(2) 添付書類

当該申請に係る法人の登記事項証明書を添付すること。

第2 認可申請

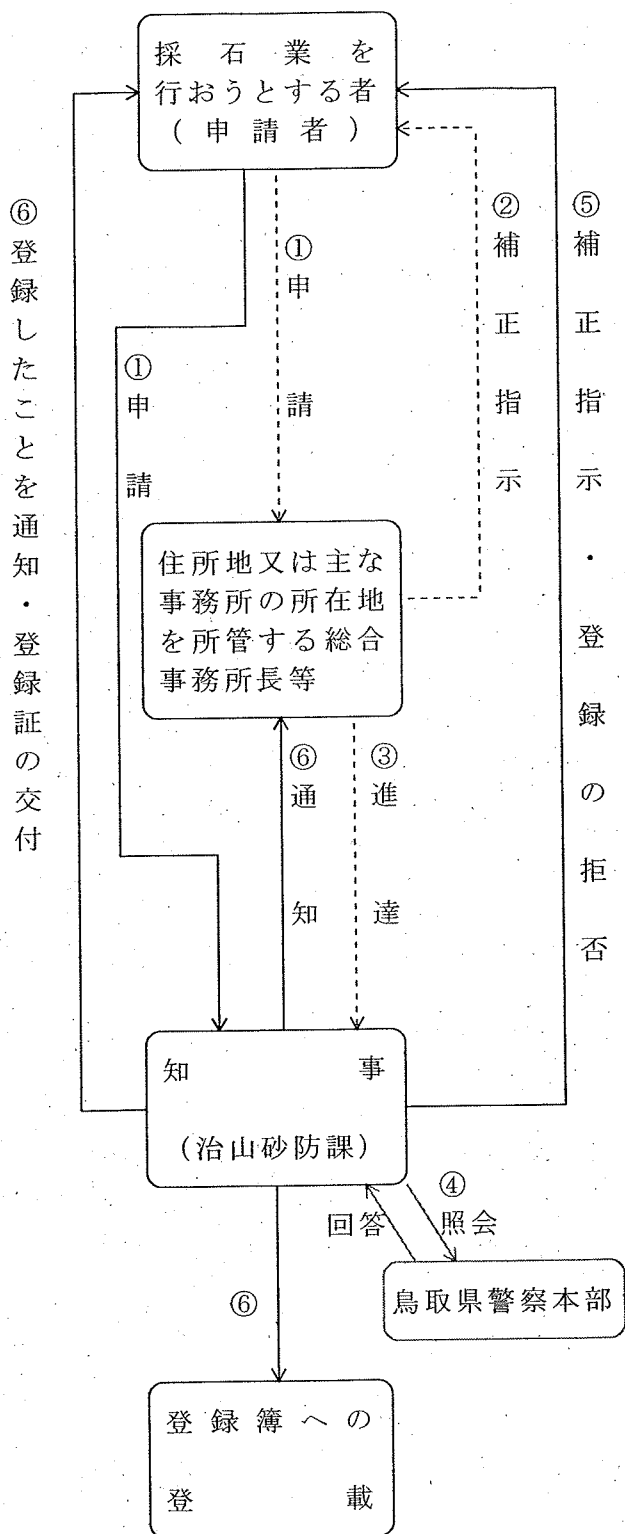
- 1 採石計画認可申請（規則様式第1号）
 - (1) 申請書の作成
 - ア 手数料
74,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）
 - イ 記載に当たっての留意事項
採石認可を受けようとするときに提出すること。採石認可の申請は、採石を始めようとする日の概ね3月以上前に行うことが望ましい。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
第9条第2項の表に定める書類及び図面等を添付すること。
- 2 採石跡地資金計画
 - (1) 計画の作成
規則様式第2号に記入すること。
 - (2) 添付書類等
第9条第2項の表に定める書類を添付すること。
- 3 採石施工計画（規則様式第6号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第6号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 4 掘削作業計画（規則様式第7号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第7号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 5 岩石運搬計画（規則様式第8号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第8号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 6 汚濁水等処理計画（規則様式第9号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第9号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 7 採取跡地整理計画（規則様式第10号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第10号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 8 廃土等堆積計画（規則様式第11号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第11号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 9 認可計画変更認可申請（規則様式第3号）
 - (1) 申請書の作成
 - ア 手数料
55,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）
 - イ 記載に当たっての留意事項
規則様式第3号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。

- 10 認可計画軽微変更届（規則様式第4号）
 - (1) 届書の作成
規則様式第4号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
- 11 採石計画協議（要綱様式第11号）
 - (1) 協議書の作成
要綱様式第11号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第14条第2項に定める書類及び図面を添付すること。

第3 業務状況報告等

- 1 氏名等変更届（省令様式第17）
 - (1) 届書の作成
省令様式第17に記入すること。
- 2 岩石採取休止・廃止届（省令様式第18）
 - (1) 届書の作成
省令様式第18に記入すること。
 - (2) 添付書類等
廃止後の現況写真を添付すること。
- 3 業務状況報告（規則様式第5号）
 - (1) 報告書の作成
規則様式第5号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
認可申請を行う者等が作成した掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）等を添付すること。

第1 採石業者登録
1 採石業者登録申請



① 採石業を行おうとする者は、省令様式第1に以下に掲げる書類を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。なお、提出部数は1部とする。

添付書類	様式
誓約書（申請者用）	要綱様式第1号
業務管理者試験合格証又は認定書の写し	
誓約書（業務管理者用）	要綱様式第2号
業務管理者雇用証明書及び住民票	要綱様式第3号 (住民票: 県内居住者は不要)
登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	
申請者(法人である場合は、業務を行う役員)及び業務管理者の生年月日、性別を証する書面	

申請書及び添付書類の作成要領は次項以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。

⑤ 知事は申請書を審査し、必要な場合は申請者に対して期限を付して補正を指示する。申請者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨申請者に通知する。

⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、登録簿（要綱様式第5号）に登載するとともに申請者及び申請者の住所地又は主たる事務所を所管する総合事務所長等に登録した旨を通知する。なお、このとき申請者に採石業者登録証（要綱様式第4号）を交付する。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

採石業者登録申請書

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

年 月 日

住 所 鳥取市東町一丁目220番地

氏名又は名称及び 鳥取採石 株式会社

法人にあつては、

その代表者の氏名 代表取締役 鳥取 太郎 印

採石法第32条の登録を受けたいので、同法第32条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
 - ①名称 鳥取採石 株式会社
所在地 鳥取市東町一丁目
 - ②名称 鳥取採石 株式会社 米子支店
所在地 米子市糀町一丁目160番地

- 2 その事務所に置く業務管理者の氏名
 - ①鳥取 太郎
 - ②米子 次郎

- 3 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
 - 代表取締役 鳥取 太郎
 - 取締役 倉吉 三郎
 - 取締役 境港 四郎

（記載にあつての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 事務所の名称及び所在地については、登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなく、すべての事務所についても記載すること。

なお、「事務所」とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものをいい、具体的には、例えば、岩石採取の立案、申請及びその実施等を行う場所がこれに該当する。

- 5 鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）に定める金額を 4 連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 6 業務管理者の項については、その事務所に置く業務管理者の氏名を記載すること。なお、採石業を行おうとする者自身が業務管理者となることは妨げない。ただし、業務管理者が、他の事務所又は他の採石業者の業務管理者となることは認められない。
また、法人の監査役又は協同組合の監事は、商法第 267 条の又は中小企業等協同組合法第 37 条の規定により業務管理者となることはできない。
- 7 業務を行う役員の氏名には、法人の登記事項証明書に記載されている役員すべてを記入すること。ただし、株式会社の監査役及び組合の監事等は除く。なお、法人の代表者も他の業務を行う役員とともに氏名を記載すること。
- 8 この様式に添付する書類は省令第 8 条第 2 項に定める書類とし、以下の要領にて作成すること。
 - (1) 申請者が法第 32 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第 1 号に必要な事項を記載すること。
 - (2) 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第 32 条の 4 第 1 項第 6 号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面については、試験を受験又は認定の申請を行った都道府県が、合格又は認定した時に交付した省令様式第 11 又は省令様式第 13 の写しを添付すること。
 - (3) 事務所に置く業務管理者が法第 32 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第 2 号に必要な事項を記載すること。
 - (4) 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員であることを証する書面については、要綱様式第 3 号に必要な事項を記載すること。なお、この様式を雇用契約書に代えることができる。また、業務管理者の住民票（住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を利用できないときに限る。）
 - (5) 法人の登記事項証明書については、申請者が法人である場合において添付することとし、それぞれの正本を添付すること。
 - (6) 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に

置く業務管理者の生年月日及び性別を証する書面を添付すること。

(参考)

採石業を行おうとする者は、その事業を行う前に、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、ここでいう採石業は以下のような態様のものいう。

1 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う態様のものをいう。したがって、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しない。

また、人格の主体が個人であると、会社、公社、公団その他地方公共団体であると問わず、本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念上からみて、採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性及びこれに付随する行為、例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為が伴えば、当該岩石の採取行為は採石業に該当する。

2 岩石採取と同時に、その採取場所と社会通念上一体と認識される場所において加工作業を行っている場合には、岩石の加工部門を含め（買石加工が多い場合を含む。）採石業と考えるべきであるが、加工又は販売のみを行っている場合は、採石業に該当しない。

なお、鳥取県では、採石業の定義について、要綱第3条において以下のように定め、運用する。

【鳥取県採石事務取扱要綱第3条】

岩石を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、採石業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、採石を事業目的とし、岩石の採取量が1,000立方メートル以上であり、かつ、当該岩石の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該岩石の採取に係る岩石を販売し、又は他の場所において使用していること。
- (3) 岩石の加工又は販売のみを行っているものでないこと。

なお、登録を受けることなく採石業を行った者は、法第32条違反として法第43条に定める罰則の対象となるので留意すること。

【採石法第43条】

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第32条の規定に違反して採石業を行なった者
- 二 第32条の10第1項、第33条の12、第33条の13第1項若しくは第2項又は第33条の17の規定による命令に違反した者
- 三 第33条又は第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者
- 四 第33条の16の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかつた者

誓約書(申請者用)

私は、採石法(昭和25年法律第291号)第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

平成21年4月1日

住所 鳥取市東町一丁目220番地
登録申請者名 鳥取採石株式会社
代表取締役 鳥取 太郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

(記載に当たつての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は、名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

(参考)

【採石法第32条の4】

都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (2) 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 第32条の登録を受けた者(以下「採石業者」という。)であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第7号において「暴力団員等」という。)
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓約書（業務管理者用）

私は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成21年4月1日

住所 鳥取市東町一丁目221番地

業務管理者名 鳥取 太郎 印

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 業務管理者名は登録を受けようとする事務所に置く業務管理者の氏名を記載すること。

（参考）

【採石法第32条の4】

都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （2） 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （3） 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）

業務管理者雇用証明書

下記の者は、鳥取採石 株式会社 が雇用している者であることを証明します。

平成21年4月1日

住所 鳥取市一丁目220番地
 登録申請者 鳥取採石 株式会社
 代表取締役 鳥取 太郎 印
 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

記

業務管理者名	従事する事務所名	生 年 月 日	合格証又は認定証の番号	区 分	
				代表者	○
鳥取 太郎	鳥取採石株式会社	昭和40年 10月18日	合格・認定 鳥取 県 第800号	代表者	○
				役員	
				従業員	
米子 次郎	鳥取採石株式会社米子支店	昭和40年 10月 2日	合格・認定 鳥取 県 第900号	代表者	
				役員	
				従業員	○
		年 月 日	合格・認定 県 第 号	代表者	
				役員	
				従業員	

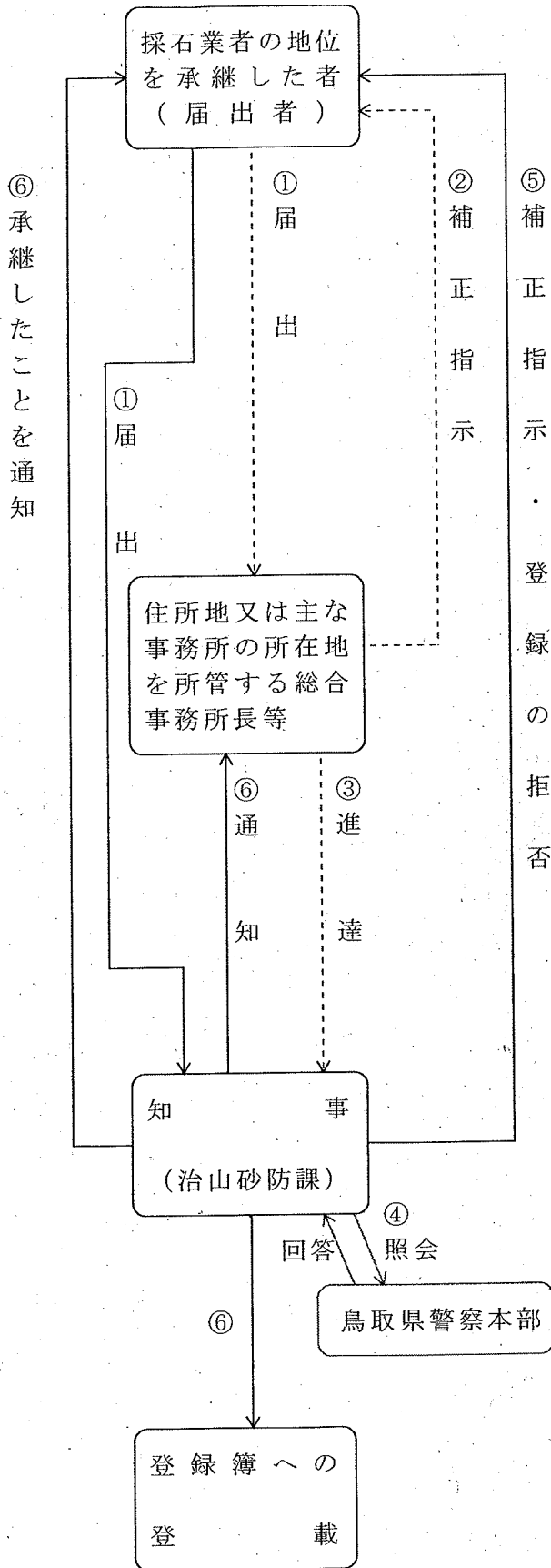
(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記載すること。
- 5 この様式に代えて雇用契約書を添付してもよい。

6 合格証又は認定証の番号欄には合格・認定の別を丸等で囲むこと。また、合格証を交付した都道府県及び登録番号を記載すること。

7 区分欄は、その業務管理者の会社において該当する区分を丸印をすること。

2 採石業承継届



① 譲受け等により、採石業者の地位を承継したときは省令様式第3を、鳥取県において採石業者として登録を受けていない業者が、譲受け等により採石業者の地位を承継したときは省令様式第4に、以下の書類のうち必要な書類を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。

添付書類	様式
採石業者事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面	省令様式第4の2
採石業者相続同意証明書及び戸籍謄本	省令様式第5
採石業者相続証明書及び戸籍謄本	省令様式第6
法人の登記事項証明書	
採石業者事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及び登記事項証明書	省令様式第6の2
承継人の誓約書	要綱様式第6号
承継人（法人である場合は、業務を行う役員）の生年月日、性別を証する書面	

届書及び添付書類の作成要領は次項以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

届書が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達するものとする。

④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。

⑤ 知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。

⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録簿（要綱様式第5号）に登載するとともに届出者及び届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

氏名又は名称及び
ふりがな 鳥取採石 株式会社
 法人にあつては、
ふりがな その代表者の氏名 代表取締役 とつとり たろう 鳥取 太郎 印

採石法第32条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	事業の全部譲渡による	
被承継者に 関する事項	氏名 又は 名称 <small>ふりがな</small>	米子採石 株式会社
	法人にあつては、 その代表者の氏名 <small>ふりがな</small>	代表取締役 <small>よなご じろう</small> 米子 次郎
	住 所	米子市糞町一丁目160番地
	法第32条の登録を受けた 年月日及び登録番号	平成2年10月1日 鳥取県採石登録第600号
	事務所の名称及び所在地	米子市糞町一丁目160番地
	業務管理者の氏名 <small>ふりがな</small>	<small>よなご じろう</small> 米子 次郎
承継者に 関する事項	登録年月日及び登録番号	平成3年10月1日 鳥取県採石登録第700号
	事務所の名称及び所在地	鳥取市東町一丁目220番地
	業務管理者の氏名 <small>ふりがな</small>	<small>とつとり たろう</small> 鳥取 太郎

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 ふりがな 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 この様式は、採石業者が事業の全部を譲り受け、又は採石の事業の相続若しくは採石

業者との合併により、採石業者の地位を承継したときに使用する。なお、この様式は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に届出する場合（承継者が既に採石業の登録を受けている場合）に使用する。

- 5 この様式には、省令第8条の3第2項に定める書類を添付することとし、以下の要領により作成すること。
- (1) 事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継したものにあっては、省令様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。
 - (2) 採石業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、省令様式第5による書面及び承継人の戸籍謄本を添付すること。
 - (3) 採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあっては、省令様式第6による書面及び承継人の戸籍謄本を添付すること。
 - (4) 合併により採石業者の地位を承継した法人にあっては、合併後の登記事項証明書を添付すること。
 - (5) 分割により採石業者の地位を承継した法人にあっては、省令様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書を添付すること。
 - (6) 承継人が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面については、誓約書（承継人用）（要綱様式第6号）に必要な事項を記載すること。
 - (7) 承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日及び性別を証する書面を添付すること。
 - (8) 以下のそれぞれの場合において添付する書類は以下による。
 - ①事業の全部を譲り受けた場合 . . . (1)(6)及び(7)
 - ②承継人が2以上の相続人の全員の同意により選定されたものである場合 . . . (2)(6)及び(7)
 - ③相続人が1である場合又は相続人が共同で相続した場合 . . . (3)(6)及び(7)
 - ④合併の場合 . . . (4)(6)及び(7)
 - ⑤分割の場合 . . . (5)(6)及び(7)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

平成20年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

氏名又は名称及び ^{ふりがな} 鳥取採石 株式会社
 法人にあつては ^{ふりがな} その代表者の氏名 代表取締役 ^{とつとり} 鳥取 ^{たろう} 太郎 印

採石法第32条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	被承継人からの事業の全部譲渡による
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	平成2年10月1日 鳥取県採石登録第 600 号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	平成3年10月1日 島根県○○登録第 700 号

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

- 3 氏名^{フリガナ}を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 この様式は、採石業者が事業の全部を譲り受け、又は採石の事業の相続若しくは採石業者との合併により、採石業者の地位を承継したときに使用する。なお、この様式は当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に提出する場合（承継者がこの届出を行う以前に、当該都道府県の登録を受けていない場合）に使用する。
- 5 「承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号」については、当該届出を行おうとする都道府県以外で登録を受けている場合に記載することとし、登録されている都道府県名についても記載すること。なお、当該届出を行おうとする都道府県以外で登録を受けていない場合は記載しなくてよい。
- 6 この様式には、省令第8条の3第2項に定める書類を添付することとし、以下の要領により作成すること。また、採石業登録申請に必要な書類についても添付すること。
- (1) 事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継したものにあっては、省令様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面を添付すること。
 - (2) 採石業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、省令様式第5による書面及び承継人の戸籍謄本を添付すること。
 - (3) 採石業者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、省令様式第6による書面及び承継人の戸籍謄本を添付すること。
 - (4) 合併により採石業者の地位を承継した法人にあっては、合併後の登記事項証明書を添付すること。
 - (5) 分割により採石業者の地位を承継した法人にあっては、省令様式第6の2による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記事項証明書を添付すること。
 - (6) 承継人が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面については、誓約書（承継人用）（要綱様式第6号）に必要な事項を記載すること。
 - (7) 承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日及び性別を証する書面を添付すること。
 - (8) 以下のそれぞれの場合において添付する書類は以下による。
 - ①事業の全部を譲り受けた場合 ……(1)(6)及び(7)
 - ②承継人が2以上の相続人の全員の同意により選定されたものである場合 ……(2)(6)及び(7)
 - ③相続人が1である場合又は相続人が共同で相続した場合 ……(3)(6)及び(7)
 - ④合併の場合 ……(4)(6)及び(7)
 - ⑤分割の場合 ……(5)(6)及び(7)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者事業譲渡証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

譲り渡した者 ふりがな氏名又は名称及び 米子採石 株式会社
ふりがな法人にあつては、
ふりがなその代表者の氏名 米子 次郎 印
ふりがな住 所 米子市鞆町一丁目160番地

譲り受けた者 ふりがな氏名又は名称及び 鳥取採石 株式会社
ふりがな法人にあつては、
ふりがなその代表者の氏名 鳥取 太郎 印
ふりがな住 所 鳥取市東町一丁目220番地

次のとおり採石業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

平成2年10月1日

鳥取県採石登録第 600 号

2. 譲渡しの年月日

平成21年4月1日

（記載に当たっての注意事項）

- 様式の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- ふりがな氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- この様式には、事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面（譲渡契約書等）を添付すること。

また、被承継人が土地の賃借又は採石権の賃借に基づいた認可採取計画の下採石業を行っている場合においては、承継人がこれらの賃借権の移転を受け、当該土地において岩石の採取を行うことについて権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることが必要であり、これに該当しない場合には採石業者の地位の承継は認められない。よって、この場合においては、省令第8条の15第2項に掲げる書面に準じるものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者相続同意証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 鳥取市東町一丁目221番地

証明者氏名 ^{ふりがな}鳥取 ^{ふりがな}三郎 印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人^{ふりがな}の氏名及び住所
米子 次郎
米子市糺町一丁目160番地
- 2 登録の年月日
平成2年10月1日
- 3 登録番号
鳥取県採石登録第 600 号
- 4 採石業者^{ふりがな}の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
鳥取 太郎
鳥取市東町一丁目220番地
- 5 相続開始の年月日
平成21年4月1日

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 証明者氏名^{ふりがな}の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 3 ×印の項は、記載しないこと。
- 4 氏名^{ふりがな}を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 5 この様式には承継者の戸籍謄本を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者相続証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 鳥取市東町一丁目222番地
 証明者氏名 鳥取 四郎 印

住 所 鳥取市東町一丁目223番地
 証明者氏名 鳥取 五郎 印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
 米子 次郎
 米子市糺町一丁目160番地
- 2 登録の年月日
 平成2年10月1日
- 3 登録番号
 鳥取県採石登録第 600 号
- 4 採石業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
 鳥取 太郎
 鳥取市東町一丁目220番地
- 5 相続開始の年月日
 平成21年4月1日

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 証明者は、2人以上とすること。
- 3 ×印の項は、記載しないこと。
- 4 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 5 この様式には承継者の戸籍謄本を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

採石業者事業承継証明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

被承継者 名称及び代表者の氏名 米子採石 株式会社
代表取締役 米子 次郎 印
住 所 米子市糞町一丁目160番地

承 継 者 名称及び代表者の氏名 鳥取採石 株式会社
代表取締役 鳥取 太郎 印
住 所 鳥取市東町一丁目220番地

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録の年月日及び登録番号

平成2年10月1日

鳥取県採石登録第600号

2 承継の年月日

平成21年4月1日

（備 考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記事項証明書を添付すること。

誓約書（承継人用）

私は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成21年4月1日

住所 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取採石 株式会社
承継人名 代表取締役 鳥取 太郎 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 承継人名は、承継人の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

（参考）

【採石法第32条の4】

都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

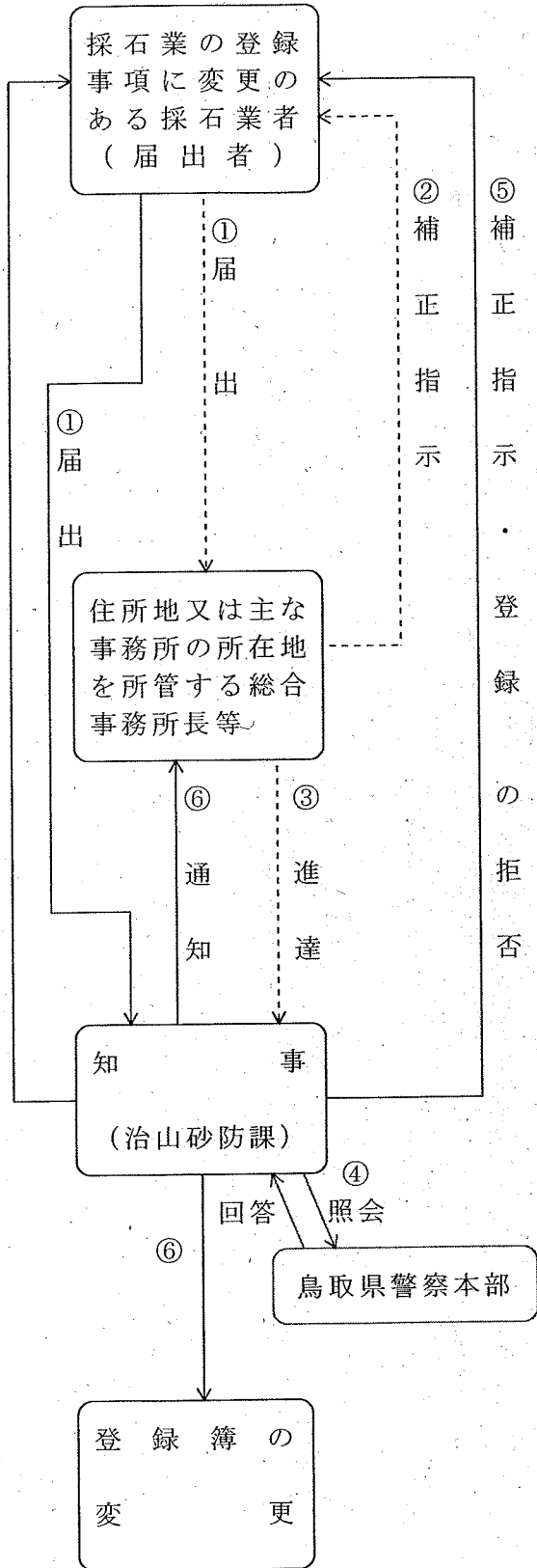
- （1） この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- （2） 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （3） 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）

- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 採石業登録事項変更届

⑥ 登録簿を変更したことを通知



① 鳥取県において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業の登録事項に変更が生じた場合、省令様式第7に以下に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。

添付書類	様式
誓約書（申請者用）	要綱様式第1号
誓約書（役員変更用）	要綱様式第7号
業務管理者試験合格証 又は認定証の写し	
誓約書（業務管理者用）	要綱様式第2号
業務管理者雇用証明書及び住民票	要綱様式第3号 (住民票:県内居住者は不要)
登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	
申請者(法人である場合は、業務を行う役員)及び業務管理者の生年月日、性別を記す書面(変更に係るものに限り)	

届書及び添付書類の作成要領は次項以降の記入例による。提出部数は1部とする。

届書が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する

③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達する。

- ④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。
- ⑤ 知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。
- ⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録簿（要綱様式第5号）を変更するとともに届出者及び届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録簿を変更した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

登録事項変更届書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住所 鳥取市東町一丁目220番地
 氏名又は名称及び 鳥取採石 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 鳥取 次郎
 登録番号 鳥取県採石登録第500号

採石法第32条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
代表者 代表取締役 鳥取 太郎	代表者 代表取締役 鳥取 次郎
業務管理者 鳥取 太郎	業務管理者 鳥取 次郎
業務を行う役員 代表取締役 鳥取 太郎 取締役 鳥取 三郎	業務を行う役員 代表取締役 鳥取 次郎 取締役 鳥取 四郎

2 変更の年月日

平成21年3月31日

3 変更の理由

代表者 鳥取 太郎の辞任による代表者、業務管理者及び業務を行う役員の変更。

（代表者 鳥取 太郎の削除、鳥取 次郎の追加
 業務管理者 鳥取 太郎の削除、鳥取 次郎の追加
 業務を行う役員 鳥取 太郎の削除、鳥取 次郎の追加）

業務を行う役員 鳥取 三郎の退職及び鳥取 四郎の就任による業務を行う役員の変更。

（業務を行う役員 鳥取 三郎の削除、鳥取 四郎の追加）

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 法人の業務を行う役員若しくは業務管理者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務管理者の氏名にふりがなを付すこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 5 変更事項の内容については、従前の内容と変更後の内容が分かるよう対比して記入すること。
- 6 変更の年月日については、当該変更事由が発生した日を記載すること。
- 7 変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を記載すること。
- 8 この様式に添付する書類は、省令第8条第2項各号に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。添付書類の作成要領は、登録申請時における添付書類の作成要領によるものとする（添付する書類は以下の各号を参照すること。）。ただし、業務を行う役員の変更にあつては、誓約書（役員変更用）（要綱様式第7号）に必要な事項を記載し添付すること。

（参考）変更届出を行おうとする場合の添付書類

- 1 業務管理者の変更（追加）である場合 ……省令第8条第2項第2号から第4号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 2 代表者の変更である場合 ……省令第8条第2項第1号、第5号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 3 役員の変更である場合 ……要綱様式第7号並びに省令第8条第2項第5号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 4 事務所の名称、住所地の変更である場合 ……省令第8条第2項第5号の書類
- 5 登録された業務管理者の削除である場合は添付資料は不要

誓約書（役員変更用）

下記の役員は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

平成21年4月1日

住所 鳥取市東町一丁目220番地
 変更登録届出者名 鳥取採石 株式会社
 代表取締役 鳥取 次郎 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

役 職 名	役 員 の 氏 名	役 員 の 行 う 業 務
代表取締役	鳥取次郎	事業に関する総括

（記載に当たつての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 変更に係る役員の役職名、氏名、業務の内容を記載すること。

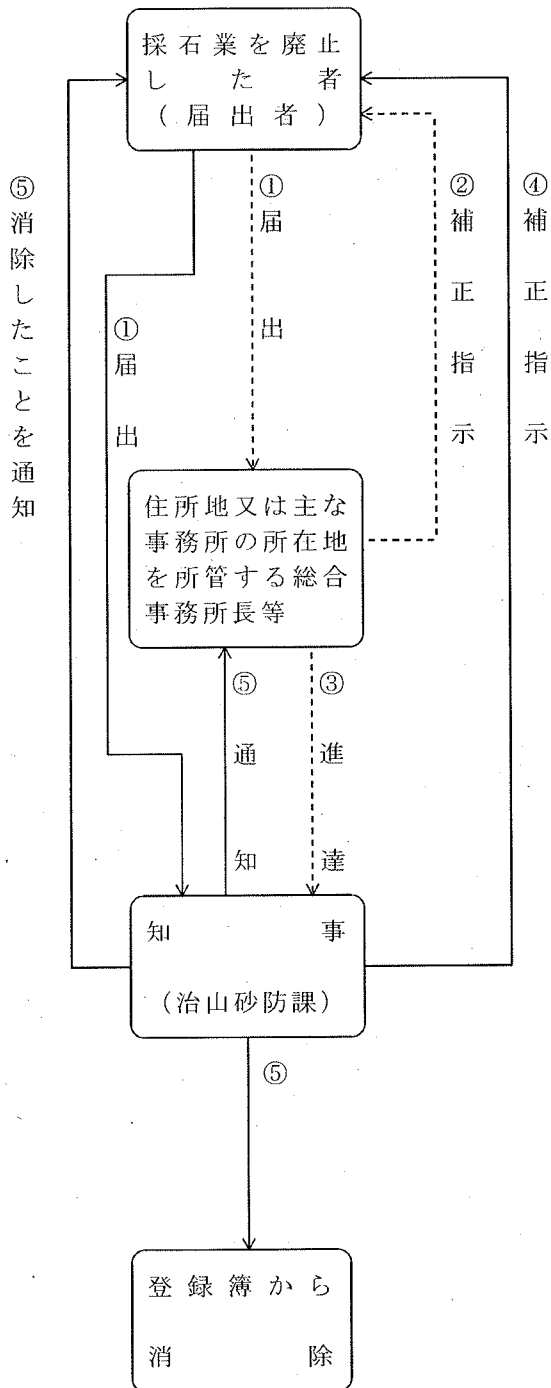
(参考)

【採石法第32条の4】

都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (2) 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 採石業廃止届



① 鳥取県において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業を廃止した場合、省令様式第8に登録時に交付された登録証を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。
届書の記入要領は次項以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

届書が総合事務所等に提出された場合
② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。
⑤ 知事は、届書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、採石業者登録簿（要綱様式第5号）から当該採石業者を削除するとともに、届出者及び届出者の住所地又は主な事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録簿から登録を削除した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業廃止届書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 鳥取市東町一丁目220番地
 氏名又は名称及び 鳥取採石 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 鳥取 太郎 印

採石法第32条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

平成15年4月1日
 鳥取県採石登録第500号

2 事業を廃止した年月日

平成21年3月31日

3 事業を廃止した理由

採石部門から撤退することによる

（記載に当たっての注意事項）

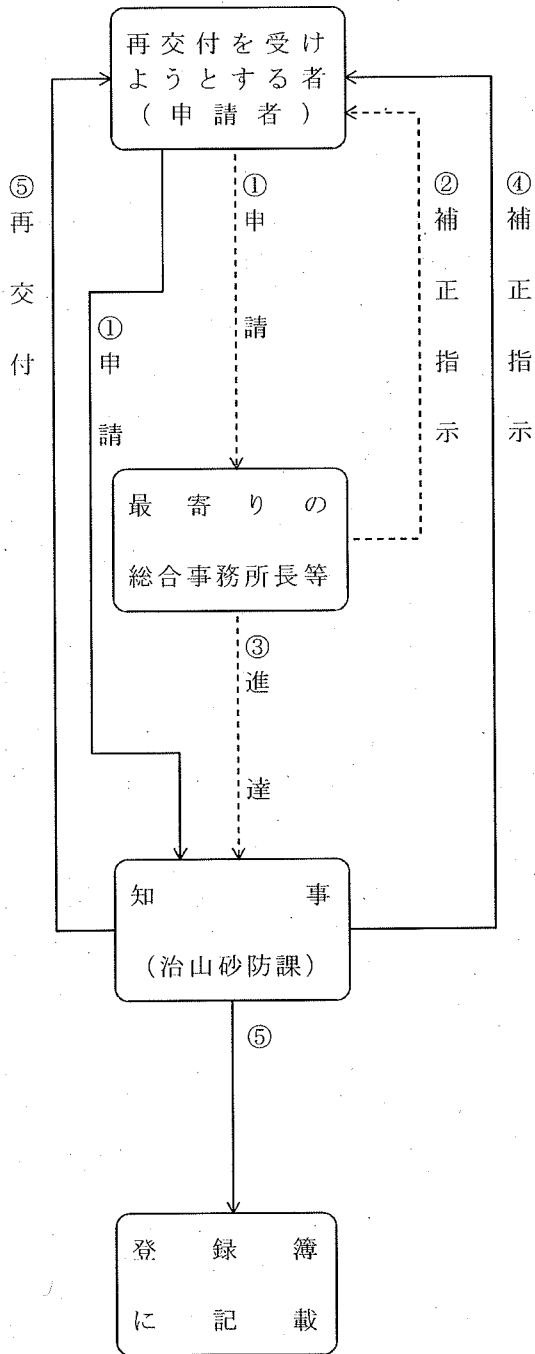
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 登録の年月日及び登録番号については、登録時に交付された採石業者登録証に記載されているものを記載すること。
- 5 この様式には登録時に交付された採石業者登録証（正本）を添付すること。

（参考）

- 1 「事業の廃止」とは、将来再開の意思がなく、採石事業活動をやめることである。例えば、2箇所の事務所のうち1箇所を廃止するという場合は、事業の廃止ではなく、事業の縮小なので、法第32条の7の変更の届出をすることになる。

- 2 採石業を廃止し、本条の規定に基づく所定の届出をした「採石業者であった者」であっても、岩石の採取の廃止後2年以内に当該岩石の採取計画を認可した都道府県知事が、法第33条の17の規定に基づき災害防止命令をかけた場合は、当該命令に係る災害防止義務が、採石業廃止後も継続するので留意すること。
- 3 個人である採石業者が死亡した相続人が相続を放棄した場合及び法人である採石業者が解散した場合には、本条の届出をする必要はない。

5 再交付申請



① 鳥取県において交付を受けた採石業務管理者試験の合格証又は認定証（以下「合格証等」という。）を汚し、損じ又は失ってその再交付を受けようとする者は、要綱様式第16号に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを）を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は最寄りの総合事務所長等に提出する。

なお、提出部数は1部とする。

申請書の記入要領は次頁以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は申請書を審査し、必要な場合は申請者に対して期限を付して補正を指示する。

⑤ 知事は、申請書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、申請者に合格証等を再交付するとともに再交付した旨を採石業務管理者登録簿に記載する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

再 交 付 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 米子市糺町一丁目 1 6 0 番地

氏 名 米子 太郎 印

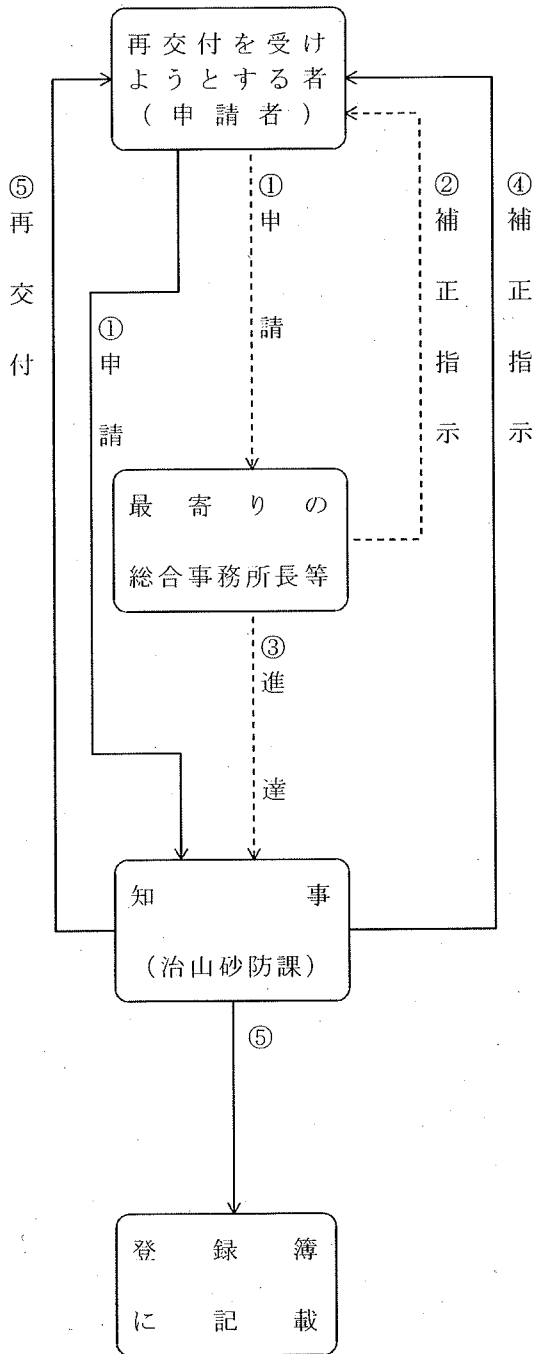
採石業者管理者合格証・認定証の再交付を受けたいので、鳥取県採石事務取扱要綱第 8 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

生年月日	
理 由	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。

6 採石業者登録証再交付申請



① 鳥取県において交付された採石業者登録証を汚し、損じ又は失ってその再交付を受けようとする者は、要綱様式第17号に当該申請に係る登記事項証明書（申請人が法人の場合に限る。）を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は最寄りの総合事務所長等に提出する。
 なお、提出部数は1部とする。
 申請書の記入要領は次頁以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合
 ② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
 ③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていることを確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は申請書を審査し、必要な場合は申請者に対して期限を付して補正を指示する。

⑤ 知事は、申請書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、申請者に採石業者登録証（要綱様式第4号）を再交付するとともに、再交付した旨を採石業者登録簿（要綱様式第5号）に記載する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

採石業者登録証再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 米子市鞆町一丁目 160 番地

氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあっては、
 その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印

採石業者登録証の再交付を受けたいので、鳥取県採石事務取扱要綱第 8 条の 2 の規定により申請します。

登録年月日	
理 由	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 申請する法人に係る登記事項証明書を添付すること。